

佐伯市障がい福祉計画（第6期）
佐伯市障がい児福祉計画（第2期）

【令和4年度実績】

令和5年7月13日

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

（1か月あたりの延べ時間及び利用人数）

サービス名		単位	第5期計画			第6期計画		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護 ホームヘルプ	見込量	時間分	1,326	1,378	1,430	1,215	1,245	1,275
		利用人数	102	106	110	81	83	85
	実績値	時間分	1,082	1,203	1,247	1,043	1,047	—
		利用人数	88	80	75	70	70	—
重度訪問 介護	見込量	時間分	20	20	20	10	10	10
		利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	時間分	268	10	8	0	0	—
		利用人数	2	1	1	0	0	—
同行援護	見込量	時間分	200	200	200	105	112	119
		利用人数	20	20	20	15	16	17
	実績値	時間分	140	90	84	91	100	—
		利用人数	20	13	16	16	18	—
行動援護	見込量	時間分	190	190	190	192	205	218
		利用人数	19	19	19	15	16	17
	実績値	時間分	195	167	200	157	149	—
		利用人数	15	13	13	14	12	—
重度障害者 包括支援	見込量	時間分	372	372	372	300	300	300
		利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	時間分	0	0	0	195	195	—
		利用人数	0	0	0	1	1	—

※上段はサービス量（1月あたりの利用時間数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値は令和5年3月利用分

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活介護	見込量	人日分	5,000	5,000	5,000	5,064	5,064	5,064
		利用人数	250	250	250	250	250	250
	実績値	人日分	4,932	5,051	5,064	4,950	4,884	—
		利用人数	238	239	241	230	228	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値は令和5年3月利用分

② 自立訓練（生活訓練・宿泊型自立訓練・機能訓練）

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	人日分	60	60	60	124	124	144
		利用人数	4	4	4	6	6	7
	実績値	人日分	32	103	135	56	38	—
		利用人数	2	5	8	3	2	—
自立訓練 (宿泊型自立 訓練)	見込量	人日分	210	210	210	180	180	180
		利用人数	8	8	8	6	6	6
	実績値	人日分	121	179	183	93	88	—
		利用人数	4	6	6	3	3	—
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日分	45	45	45	43	57	72
		利用人数	2	2	2	3	4	5
	実績値	人日分	85	43	28	19	18	—
		利用人数	5	3	2	1	1	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値は令和5年3月利用分

③ 就労移行支援

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労移行 支援	見込量	人日分	255	255	255	232	253	274
		利用人数	17	17	17	11	12	13
	実績値	人日分	200	232	137	152	67	—
		利用人数	10	11	8	9	4	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値は令和5年3月利用分

④ 就労継続支援（A型・B型）

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労継続 支援A型 (雇用型)	見込量	人日分	700	700	700	711	731	751
		利用人数	35	35	35	35	36	37
	実績値	人日分	682	671	753	713	603	—
		利用人数	35	33	35	34	29	—
就労継続 支援B型 (非雇用型)	見込量	人日分	4,860	4,860	4,860	5,162	5,236	5,310
		利用人数	270	270	270	279	283	287
	実績値	人日分	4,834	5,004	5,065	5,158	5,696	—
		利用人数	267	271	270	280	298	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用人数（1月あたりの利用者数）。

※実績値は令和5年3月利用分

⑤ 就労定着支援

(1か月あたりの利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労定着支援	見込量	利用人数	2	6	10	5	6	8
	実績値	利用人数	3	3	10	10	8	—

※利用人数（1月あたりの利用者数）

※実績値は令和5年3月利用分

⑥ 療養介護

(1か月あたりの利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
療養介護	見込量	利用人数	18	18	18	19	19	19
	実績値	利用人数	19	19	19	20	20	—

※利用人数(1月あたりの利用者数)

※実績値は令和5年3月利用分

⑦ 短期入所(ショートステイ)

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
短期入所 (福祉型)	見込量	人日分	210	210	210	60	72	84
		利用人数	35	35	35	5	6	7
	実績値	人日分	79	36	56	34	10	—
		利用人数	9	3	8	2	5	—
短期入所 (医療型)	見込量	人日分	15	15	15	15	15	15
		利用人数	3	3	3	3	3	3
	実績値	人日分	18	0	0	0	0	—
		利用人数	3	0	0	0	0	—

※上段はサービス量(人日=1月あたりの延べ人数)、下段は利用人数(1月あたりの利用者数)

※実績値は令和5年3月利用分

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

② 施設入所支援

（1か月あたり利用人数）

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
共同生活援助 （グループホーム）	見込量	利用人数	120	120	120	135	137	139
	実績値	利用人数	127	133	133	150	150	—
施設入所支援	見込量	利用人数	172	172	172	167	167	166
	実績値	利用人数	169	169	170	172	173	—

※利用人数（1月あたりの利用者数）

※実績値は令和5年3月利用分

③ 自立生活援助

（1か月あたりの利用人数）

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立生活援助	見込量	利用人数	3	3	3	3	3	3
	実績値	利用人数	0	0	0	0	0	—

※利用人数（1月あたりの利用者数）

※実績値は令和5年3月利用分

(4) 相談支援事業（サービス利用計画作成）

- ① 計画相談支援
- ② 地域相談支援（地域移行支援）
- ③ 地域相談支援（地域定着支援）

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
計画相談支援	見込量	人/月	120	120	120	151	153	156
	実績値	人/月	142	154	156	160	153	—
地域移行支援	見込量	人/月	5	10	15	1	1	1
	実績値	人/月	0	1	1	1	1	—
地域定着支援	見込量	人/月	1	1	1	1	1	1
	実績値	人/月	0	0	0	0	0	—

（1か月あたりの利用人数）

※人/月（1年間の利用者数を12か月で除した1か月平均の利用者数）

(5) 障がい児支援サービス

- ① 児童発達支援
- ② 放課後等デイサービス
- ③ 保育所等訪問支援
- ④ 障害児相談支援

(1か月あたりの延べ人数及び利用人数)

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	見込量	人日分	770	770	770	633	622	611
		利用人数	70	70	70	57	56	55
	実績値	人日分	704	656	694	555	557	—
		利用人数	60	59	62	54	58	—
医療型児童発達支援	見込量	人日分	5	5	5	5	5	5
		利用人数	1	1	1	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0	0	0	—
		利用人数	0	0	0	0	0	—
放課後等デイサービス	見込量	人日分	1,100	1,100	1,100	1,195	1,253	1,310
		利用人数	85	85	85	83	87	91
	実績値	人日分	957	1,080	1,252	1,457	1,535	—
		利用人数	71	75	80	94	105	—
保育所等訪問支援	見込量	人日分	30	30	30	3	3	3
		利用人数	30	30	30	2	2	2
	実績値	人日分	7	0	2	2	3	—
		利用人数	5	0	2	1	3	—
障害児相談支援	見込量	人/月	20	25	30	57	58	59
	実績値	人/月	54	48	35	38	40	—

※上段はサービス量（人日＝1月あたりの延べ人数）、下段は利用者数（1月あたりの利用者数）

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

- ① 相談支援事業
- ② 地域自立支援協議会
- ③ 成年後見制度利用支援事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談支援事業	見込量	箇所	3	3	3	3	3	3
	実績値	箇所	3	3	3	3	3	—
基幹相談支援センター	見込量	有無	無	無	無	無	無	無
	実績値	有無	無	無	無	無	無	—
相談支援機能強化事業	見込量	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有	有	—
地域自立支援協議会	見込量	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有	有	—
成年後見制度利用支援事業	見込量	有無	有	有	有	有	有	有
	実績値	有無	有	有	有	有	有	—

④ 意思疎通支援事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話通訳者 派遣事業	見込量	回/年	80	80	80	110	110	110
	実績値	回/年	98	103	158	125	73	—
要約筆記者 派遣事業	見込量	回/年	20	20	20	40	40	40
	実績値	回/年	32	35	19	14	6	—

⑤ 日常生活用具給付等事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護訓練 支援用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績値	件/年	5	3	3	7	2	—
自立生活 支援用具	見込量	件/年	15	15	15	15	15	15
	実績値	件/年	9	7	12	13	9	—
在宅療養等 支援用具	見込量	件/年	15	15	15	20	20	20
	実績値	件/年	27	30	25	16	14	—
情報・意志 疎通支援用具	見込量	件/年	60	60	60	80	80	80
	実績値	件/年	51	37	67	42	40	—
排泄管理 支援用具	見込量	件/年	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
	実績値	件/年	1,832	1,849	1,941	2,003	1,930	—
居宅生活動作 補助用具	見込量	件/年	5	5	5	5	5	5
	実績値	件/年	1	1	2	1	1	—

⑥ 手話奉仕員養成研修事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
手話奉仕員 養成講座	見込量	修了者数	—	—	—	15	15	15
	実績値	修了者数	10	8	15	25	35	—

⑦ 移動支援事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
移動支援 事業	見込量	実利用人数	40	40	40	35	35	35
		実施箇所数	9	9	9	10	10	10
	実績値	実利用人数	33	33	33	34	35	—
		実施箇所数	11	13	10	18	18	—

⑧ 地域活動支援センター（機能強化）事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
地域活動支 援センター	見込量	実利用人数	1	1	1	5	5	5
		実施箇所数	1	1	1	2	2	2
	実績値	実利用人数	10	8	3	3	4	—
		実施箇所数	2	2	2	2	2	—

(2) 任意事業

① 福祉ホーム事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
福祉ホーム 事業	見込量	実利用人数	1	1	1	1	1	1
		実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績値	実利用人数	1	1	1	1	1	—
		実施箇所数	1	1	1	1	1	—

② 訪問入浴サービス事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問入浴 サービス 事業	見込量	年間利用数	450	450	450	450	450	450
		実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実績値	年間利用数	473	458	343	273	245	—
		実施箇所数	1	1	1	1	1	—

③ 日中一時支援事業

サービス名		単位	第5期計画期間			第6期計画期間		
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時 支援事業	見込量	年間利用回数	2,200	2,200	2,200	2,800	2,800	2,800
		実施箇所数	9	9	9	9	9	9
	実績値	年間利用回数	2,115	2,568	3,401	3,999	4,433	—
		実施箇所数	9	9	9	11	9	—

佐伯市障がい者計画(第4次)・佐伯市障がい福祉計画(第7期)・ 佐伯市障がい児福祉計画(第3期)骨子(案)

国の障がい者施策の動向や、佐伯市の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「佐伯市障がい者計画(第4次)」を策定するとともに、本市に居住する障がい者(児)がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な自立支援給付、相談支援及び地域生活支援事業の各種福祉サービスに係る提供体制を確保するため、障がい当事者や障害福祉サービス事業所などの意向を反映し、障がい福祉の将来を見据え、「佐伯市障がい福祉計画(第7期)・佐伯市障がい児福祉計画(第3期)」の策定を行います。

現状想定される「佐伯市障がい者計画(第4次)・佐伯市障がい福祉計画(第7期)・佐伯市障がい児福祉計画(第3期)」の内容に関しては下記のとおりです。

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

○国の動向や県の動向なども踏まえ、本計画策定の背景を記載。

2 計画の位置づけ

○法的根拠や他の計画との関係などによる計画の位置づけを記載。

3 計画の期間

○各計画の計画期間を記載。

○「佐伯市障がい者計画(第4次)」は、令和6年～11年の6年間。

○「佐伯市障がい福祉計画(第7期)・佐伯市障がい児福祉計画(第3期)」は、令和6年～8年の3年間。

4 計画における障がい者の定義

○本計画の対象者となる障がい者の範囲を記載。

○「障がい」のひらがな表記に対する考え方を記載。

5 計画の策定体制

○計画を策定するにあたって実施する取組内容を記載。

○「佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の開催」、「パブリックコメントの実施」、「アンケート調査の実施」

第2章 障がい者の状況

1 人口動態

○最新の情報に基づき、統計データなどからみえる現状を記載。

2 障がい者の状況

○最新の情報に基づき、統計データなどからみえる現状を記載。

3 障がい者調査からみる生活実態

○障がい者調査結果からみえる生活実態などを記載。

4 障がい福祉サービス提供事業所の状況

○佐伯市における障がい福祉サービス提供事業所を記載。

○障がい事業所調査からみえる事業所の現状や意向などを記載。

第3章 計画の推進体制

1 関係機関との連携

○計画を推進するために実施する、庁内ならびに関係機関との連携強化方法に関して記載。

2 計画の進捗管理及び点検

○本計画の進捗管理や点検方法を具体的に記載。

第2部 障がい者計画

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

○佐伯市障がい者計画(第3次)における基本理念『障がいのある人々が社会の構成員として自立した生活を送ることができる社会を目指す「ノーマライゼーション」』などを、基礎とした上で基本理念を検討、記載。

2 計画の基本目標

○佐伯市の課題などを基に基本理念を達成するための基本目標を検討、記載。

3 施策の体系

○国や県の計画との整合を図りながら、施策分野を検討。

○検討した基本理念及び基本目標、施策分野などを体系図として記載。

第2章 分野別施策の方向

○検討した施策分野ごとに、具体的な施策や取り組みを記載。

○佐伯市の障がい者の状況や障がい者アンケート、事業者アンケートの調査結果などを基に、現状と課題を抽出し、課題を解決するための施策の方針を検討、記載。

○施策の方針に基づき、具体的な取組を記載。

第3部 障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 佐伯市障がい者計画(第3次)における基本理念、国の障がい者施策に関する指針などに基づき、基本方針を検討、記載。

第2章 障がい福祉サービスの事業量の推計等

1 令和5年度の目標の設定

- 国の成果目標に基づき、地域における課題等を踏まえ、令和8年度末における数値目標等を設定、記載。

2 その他障がい者の周辺環境整備に関する施策

- 国の基本指針以外で、令和8年度までに佐伯市として実施する施策について設定、記載。

3 障がい福祉サービス

- 障がい福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、過去の実績などから想定される令和8年度までの見込量を設定、記載。
- 第5期、第6期計画期間における見込量と実績を表記。
- 事業内容の説明、確保の方策などを記載。

4 地域生活支援事業

- 佐伯市が実施する地域生活支援事業について、過去の実績から想定される令和8年度までの見込量を設定、記載。
- 第5期、第6期計画期間における見込量と実績を表記。
- 事業内容の説明、主な取組などを記載。

第4部 障がい児福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

- 佐伯市障がい者計画(第3次)における基本理念、国の障がい障がい児施策に関する指針などに基づき、基本方針を検討、記載。

第2章 児童福祉法上のサービスの事業量の推計等

1 令和5年度の目標の設定

- 国の成果目標に基づき、地域における課題等を踏まえ、令和8年度末における数値目標等を設定、記載。

2 児童福祉法上のサービス

- 児童福祉法上のサービスについて、国の基本指針に基づき、過去の実績などから想定される令和8年度までの見込量を設定、記載。
- 第1期、第2期計画期間における見込量と実績を表記。
- 事業内容の説明、サービス提供についての考え方などを記載。

資料編

○佐伯市障がい者計画等策定委員会設置要綱

平成18年3月27日

告示第28号

改正 平成18年7月7日告示第154号

平成25年3月29日告示第37号

平成27年3月31日告示第50号

令和5年4月4日告示第64号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく佐伯市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく佐伯市障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく佐伯市障がい児福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）の策定を行うため、佐伯市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (2) 障がい者計画等の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、25人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者若しくはその支援者又は障がい者団体の代表者
- (3) 福祉・医療・保健関係者
- (4) 障がい者福祉に関する事業に従事する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市の職員

2 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただ

し、前項第3号から第6号までの職にある者がその職を離れたときは、同時に委員の職を失うものとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の関係者に対し、その出席を求めてその意見を聴取し、又はその他の必要な協力を求めることができる。

(幹事会の設置)

第8条 委員会の会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員会の会議における協議、検討に必要な事項について、調査、研究等を行い、適宜、委員会に提出するものとする。

3 幹事会の幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

4 幹事会に代表幹事を置く。

5 代表幹事は、福祉保健部障がい福祉課長をもって充て、次に掲げる業務を行う。

(1) 幹事会の招集

(2) その他幹事会の運営に必要な事項

6 幹事会は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、協力を求めることができる。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の会議で決定した事項を遅滞なく市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月7日告示第154号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日告示第37号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日告示第50号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月4日告示第64号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の佐伯市障害者福祉計画等策定委員会設置要綱の規定により任命され、又は委嘱された佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の委員（「旧委員」という。）である者は、この告示による改正後の佐伯市障がい者計画等策定委員会設置要綱の規定により任命され、又は委嘱された佐伯市障がい者計画等策定委員会の委員（以下「新委員」という。）とみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、旧委員の任期の残任期間とする。

3 この告示の施行の際現に旧委員のうちから互選された佐伯市障害者福祉計画等策定委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ新委員のうちから互選された佐伯市障がい者計画等策定委員会の委員長及び副委員長とみなす。